



2024年5月22日

各 位

会 社 名 クリエイト株式会社
代表者名 代表取締役社長 宇山 泰宏
(コード番号：3024 東証スタンダード)
問い合わせ先 管理本部長 五十嵐 昭彦
(TEL 06-6538-2333)

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度） の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を、2024年6月21日開催予定の当社第76回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度であります。

(2) 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第68回定時株主総会において、確定金額報酬につき年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることについてご承認いただいております。また、2020年6月19日開催の第72回定時株主総会において、上記の報酬額とは別枠で、年額30百万円以内で譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給すること及び対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年30,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本制度の導入にあたっては、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠として、対象取締役に交付する当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額を、それぞれ、年30,000株以内（ただし、3年分累計90,000株以内を一括して支給できるものとし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとする。）及び年額40百万円以内（ただし、3年分累計120百万円以内を一括して支給できるものとする。）とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

各対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その報酬枠の範囲内にて、以下に定

める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の対象期間は、2024年4月1日から2027年3月31日までの3事業年度とする。）中の業績の数値目標等を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標等の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。

したがって、本制度は業績の数値目標等の達成割合等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役（当該株式の交付の決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある者に限る。）との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 本制度における報酬等の内容

（1）本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に設定した基準交付ユニット数に当社取締役会で決定した業績の数値目標等の達成度に応じた評価係数を乗じて得られる評価後交付株式数に、②役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に割り当てる株式の数を決定いたします。

当社は、対象取締役に対し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当ていたします。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

以上の各対象取締役に割り当てる株式の数は、概要、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

割り当てる株式の数＝評価後交付株式数(①)×役務提供期間比率(②)

- ① 「評価後交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて当社取締役会において決定した基準交付ユニット数（各評価指標の全体に占める割合を設定したうえで評価指標ごとに按分）に、評価期間の各3事業年度又は評価期間終了時における当社の取締役会で定める各評価指標の達成割合に応じて、0%から200%までの範囲で当社取締役会において決定した評価係数を乗じたうえで、評価指標ごとに得られた数を合算して決定いたします。

②「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率といたします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき各評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計30,000株以内（ただし、3年分累計90,000株以内を一括して支給できるものとし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとする。）、支給する金銭報酬債権の額は合計40百万円以内（ただし、3年分累計120百万円以内を一括して支給できるものとする。）といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整いたします。

以上